

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所)

1 評価機関

名 称	株式会社アミュレット
所 在 地	東京都中央区銀座5-6-12みゆきビルbizcube7階
評価実施期間	平成28年 11月 16日～平成29年 3月 14日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	社会福祉法人 江戸川豊生会 愛和元町保育園 シャカイフクシハウジン エドガワホウセイカイ アイワモトマチホイクエン		
所 在 地	〒279-0041 千葉県浦安市堀江5-20-11		
交通手段	東京メトロ東西線 浦安駅より東京ベイシティバス 堀江3丁目下車～徒歩5分		
電 話	047-353-5410	F A X	047-353-5411
ホームページ	http://www.fukurakuen.or.jp/		
経 営 法 人	社会福祉法人 江戸川豊生会		
開設年月日	平成23年4月1日		
併設しているサービス	一時預かり保育、地域子育て支援センター		

(2) サービス内容

対象地域									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計		
	20	27	29	31	31	32	170		
敷地面積	1863.92㎡			保育面積		635.95㎡			
保育内容	0歳児保育	<input type="radio"/>	障害児保育	<input type="radio"/>	延長保育	<input type="radio"/>	夜間保育		
	休日保育	<input type="radio"/>	病後児保育		一時保育	<input type="radio"/>	子育て支援	<input type="radio"/>	
健康管理	小児科医による内科検診、歯科検診(年2回)								
食事	昼：完全給食 離乳食 アレルギー対応								
利用時間	月～土 7:00～20:00				日祝 7:00～19:00				
休 日	年末、年始12月29日～1月3日								
地域との交流	夏祭りに招待、近隣こども園と交流会								
保護者会活動	父母会を年3～4回開催し話す機会をもうけている。								

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	32	24	56	平成27年12月1日現在
専門職員数	保育士	看護師	栄養士	
	44	2	2	
	保健師	調理師	その他専門職員	
	0	6	2	

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	浦安市役所 子ども部 保育幼稚園課で手続き		
申請窓口開設時間	8時30分～17時00分		
申請時注意事項	申込みに必要な資料については、申込書や調査書等の基本資料だけでなく、ご家族の状況によっては別途ご用意いただく物もあります。詳しくはお問合わせください。		
サービス決定までの時間	新年度の、入園案内は11月に市ホームページ、「広報うらやす」で掲載されます		
入所相談	浦安市役所代表電話 Tel番号047(353)1111(内線1141)		
利用代金	前年度の所得税及び、お子様の保育年齢により、自己負担が異なります。		
食事代金	上記代金に含まれます		
苦情対応	窓口設置	設置済み	
	第三者委員の設置	設置済み	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>・健康で明るく挨拶がはきはきできる子・善悪の判断が出来る子・自分の考えをはっきり言える子・思いやりのある優しい子・感情の豊かな子の保育方針のもと、子ども達にとって大切な生活リズムを整え集団保育と家庭保育の連携で乳幼児の人格形成の大切な時期を保護者、保育者がお互いに手を取り合って保育を進めていきたいを基本に日々の保育充実を図っていきます。</p>
<p>特 徴</p>	<p>・3歳以上のクラスは外部の専任講師を招いて・体操・英語・リトミック・絵画をとりいれている。 ・外遊びを積極的に取り入れ園庭、テラス遊び、近隣の公園の散歩を主活動としている。 ・一時預かり保育、子育て支援事業、休日保育、延長保育も行い、子育て支援センターでは多種多様なイベントを企画開催している。</p>
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>法人理念の5か条①思いやる心を常に持ち、『利用者の立場に立った』サービスを提供する。②笑顔を忘れずに丁寧な言葉遣い、挨拶をする。③清潔な施設。④常に向上心をもつ。⑤チームワークを持って仕事をし『信頼のある職場』を目指す。のもと保護者のニーズに的確にかつ柔軟に対応しています。 子どもも職員も明るく伸び伸びと生活しています。 給食も行事食や季節に即した内容で、二人体制の栄養士により保育の中での食育にも力を入れ、園児は年間を通して様々な体験をしています。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
毎月食育の日を設け、食事メニューを工夫する等、子どもの状態に配慮し、おいしい食事を日々提供しています
食育の年度計画を策定しており、毎月食育の日を設け、食事メニューを工夫したり、日々のメニューにおいても季節に合わせた食材を使用し、身近なものから興味が広がるように取り組んでいます。夏場にはプランターを活用して野菜栽培に取り組んだり、ふるまい給食として、4歳児が仕込んだ味噌を5歳児が豚汁にして4歳児に振る舞う等の取り組みも行っていきます。保護者アンケートの「園で提供される食事・おやつは子どもの状態に配慮し、工夫されたものになっていると思いますか」の質問では「はい」と回答した割合が97.4%であり、園の食事に対する保護者の満足度も高い結果となっています。
子ども一人ひとりの個性を伸ばし、明るい保育園を目指すために職員が一丸となり取り組んでいます
子ども一人ひとりの個性を伸ばし、明るい保育園を目指すために職員が一丸となり取り組んでいます。保育過程については年度末に各クラスで振り返りを行い、全職員が年度の反省点を共有し、次年度に向けて全体で検討することができます。日々の保育でも3歳児以上のクラスは外部の専任講師を招いて・体操・英語・リトミック・絵画を取り入れているほか、外遊びを積極的に取り入れ園庭、テラス遊び、近隣の公園の散歩を主活動としています。市内にある子どもの広場を活用し、子どもたちが広い場所で走り回ったり、自然物や動植物と触れ合う事ができる機会を定期的に設け、子どもたちの活動の幅を広げています。
保育士の離職防止及び保育士の知識や技術の向上に園全体で前向きに取り組んでいます
現在園では、保育士の離職防止及び保育士の知識や技術の向上を主な重点課題としています。知識や技術の向上に向けては、個々のレベルアップに積極的に取り組めるように「目標チャレンジシート」、「目標達成状況シート」による目標管理制度を導入しています。全職員が交代で年に一度は外部研修に参加できるように取り組むほか、全職員出勤日を年間に数日設け、園内研修の充実にも取り組んでいます。また離職防止に向けては、産前産後休暇や育児休業制度、有給休暇の取得率も年間を通して100%近く取得できるように取り組むほか、年間3日間のリフレッシュ休暇の取得も可能としています。働きやすい職場環境づくりに前向きに取り組んでいます。
さらに取り組みが望まれるところ
職員の意見を踏まえながら、活用性の高いマニュアルが整備できることを期待します
業務の標準化を図るために、園では、保育・教育に関するマニュアルをはじめ、緊急時対応マニュアルや総合衛生管理マニュアル、児童虐待防止マニュアル、保育園における感染症対策マニュアル等を整備しています。今後に向けては、職員からの意見も反映しながら、子どもへの保育や業務の中で標準化が必要な事項について洗い出し、必要な項目においてはマニュアル化し全体で共有できると良いと考えます。マニュアル整備のさらなる充実に向け取り組むことを期待します。
施設運営方針や法人の理念について年度途中などに達成状況等を振り返ることができると良いと考えます
園の理念や基本方針については事業計画書への明示のほか事務所、相談室などに掲示し職員に周知しています。施設運営方針や法人理念5カ条については職員入職時に説明し理解が深まるように取り組んでいます。今後に向けては既存の職員向けにも施設運営方針及び法人理念5カ条について年度途中などに達成状況等を振り返る機会ができると良いと考えます。今後の取り組みを期待します。
外部の苦情窓口について保護者の理解が深まるような取り組みを期待します
入園のしおりには、園内外の苦情窓口を明記し、入園説明会を通じて保護者の方に苦情窓口を周知しています。しかしながら保護者アンケートの「外部の苦情窓口にも相談できる事を伝えられているか」の質問では「どちらともいえない」や「いいえ」に回答した割合が高い結果となりました。例えば保護者が集まる行事の際に第三者委員の方を紹介する等、再度周知を図り、保護者の理解が深まることを期待します。
(評価を受けて、受審事業者の取組み)
子ども達一人一人の豊かな育ちのために高い専門性を活かした良質な育成環境と、保育の質の向上とともにそれを担う職員が働きたいと思える環境づくりを行ってまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	4	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 施設的全職員が守るべき倫理を明文化している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的にを行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の質の向上への体制整備	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 保育の質の確保	15 保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する保育の標準化	4	0	
		3 保育の開始・継続	17 保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 保育の開始に当たり、保育方針や保育内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	保育の計画及び評価	19 保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	3	0
				20 保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	5	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	5	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの保育が適切に行われている。	6	0
				25 長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	3	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
			子どもの健康支援	27 子ども健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	3	0
				28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
		5 安全管理	環境と衛生	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4			0		
災害対策	32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。		5	0		
6 地域	地域子育て支援	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0		
		計	129	0		

項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針が文書(事業計画等の法人・事業所内文書や広報誌、パンフレット等)に明記されている。 ■ 理念・方針から、法人が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 理念・方針には、法の趣旨や人権擁護、自立支援の精神が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園の理念や基本方針については事業計画書への明示のほか事務所、相談室などに掲示し職員に周知しています。保護者に対しては、玄関入口への掲示のほか、保育園のしおり、園だよりで伝えています。施設運営方針には子どもたちにとって大切な生活リズムを整え、集団保育と家庭保育の連携で乳幼児の人格形成の大切な時期を保護者及び保育者が互いに手を取り合って保育を進めていくという思いを盛り込み策定しています。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■ 理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■ 理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園の理念や基本方針については事業計画書への明示のほか事務所、相談室、玄関入口への掲示を通して職員や保護者の目に留まる様にしています。施設運営方針や法人理念5カ条については職員入職時に説明し理解が深まるように取り組んでいます。今後に向けては既存の職員向けにも施設運営方針及び法人理念5カ条について振り返る機会ができると良いと考えます。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約時等に理念・方針が理解し易い資料を作成し、分かり易い説明をしている。 ■ 理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■ 理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園の理念や基本方針について保護者の理解が深まるような取り組みでは、園のパンフレットや入園のご案内、ホームページに運営方針・保育方針を明記し入園前の見学時や入園時のオリエンテーション時に説明しています。また、オリエンテーション後の個別面談時や入園後に実施する個人面談の際にも適宜説明するようにし、保護者の方の理解が深まるように努めています。</p>	
4 事業計画を作成し、計画達成のための重要課題が明確化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■ 理念・基本方針より重要課題が明確にされている。 ■ 事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■ 現状の反省から重要課題が明確にされている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・現在園では保育士の離職防止及び保育士の知識や技術の向上を主な重点課題としています。人材育成に向けた具体的な取り組みは事業計画書に明記し、研修体系や研修対象者について明記し計画的な研修受講を通じて知識や技術向上が図れるように取り組んでいます。今年度からは各クラスから年度の総括の提出を受け現在の重要課題が把握できるように取り組んでいます。</p>	
5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員と幹部職員が話し合う仕組みがある。 ■ 年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。 ■ 方針や計画、課題の決定過程が、一部の職員だけでなく、全ての職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育課程や年間指導計画等は、各クラスごと年度末に総括を行い、総括を踏まえた上で全職員と話し合い各年齢ごとに具体的な事業活動が盛り込まれた計画を策定しています。事業計画の評価についても各クラスごとで実施している年度末の総括を行う際に実施状況の把握及び評価を行っています。年度末の総括を行う仕組みを取り入れた事で全職員間で各計画に対する進捗状況や今後の課題を共有する事ができています。</p>	
6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生れ易い職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・運営方針や保育方針の具体的な実践に向けて園内研修に力を入れています。職員からの要望等も踏まえ保護者対応や配慮が必要子どもへの対応方法についての研修を取り入れています。また、園では人事評価制度を導入しています。評価の公平性を保つために一次評価者の研修も法人内で実施しています。働きやすい職場環境に向け副園長、主任が中心となり日頃から職員の意見や要望を収集しています。特に産前産後休業、育児休業、リフレッシュ休暇の取得なども奨励しています。</p>	
7 施設の全職員が守るべき倫理を明文化している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 法の基本理念など踏まえて、保育所の倫理規程があり、職員に配布されている。 ■ 従業者を対象とした、倫理及び法令遵守に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育に従事する者として守るべき法や規範、倫理等については就業規則に明記しており、就業規則については事務所に設置しています。また、園内研修の中で社会人として守るべき事をテーマとした研修を通じて職員の理解を深めています。新人職員には新人研修時に園の基本理念と合わせて職業倫理に関する内容を説明しています。</p>	

8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■人材育成方針が明文化されている。 ■職務権限規定等を作成し、従業者の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保が図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・人材育成の基本方針については事業計画書に明記しています。経営層の役割や責任範囲については「事務分掌表」に明示しており業務分担当表によって具体的な業務内容や決裁権限について明確にしています。職員評価については「目標チャレンジシート」、「目標達成状況シート」による目標管理制度の導入、さらには人事考課表を導入し評価結果については個人面接を実施の上本人へフィードバックを行っています。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得を励行している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・経営層は職員一人ひとりの就業状況や有給休暇の消化率等の把握に努め、職員の疲労が蓄積しないように努めています。産前産後休暇や育児休業制度を活用する職員も多く、有給休暇の取得率も年間を通して100%近い取得率となっています。さらに年間3日間のリフレッシュ休暇の取得も可能としています。福利厚生においても職員互助会を通じた慶弔金の上乗せや親睦を図るためのレクリエーション活動、インフルエンザ予防接種の半額負担など総合的な福利厚生事業を実施しています。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・人材育成計画は事業計画書に明示しており全職員に周知しています。「目標チャレンジシート」、「目標達成状況シート」による目標管理制度の導入、人事考課表による評価査定を導入し、職員との個人面談を通じて結果をフィードバックしています。研修計画についても職員個々の力量に合わせた研修計画を策定しているほか職員階層別の研修計画についても事業計画書に明示しています。OJTについては主任、クラスリーダーが中心となり新人職員の指導にあたっています。</p>		
11	施設的全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■法の基本方針や児童権利宣言など研修をしている。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全職員出勤日を年間に数日設け、子どもの権利擁護や虐待防止に関する研修を行い全職員の理解が深まるように取り組んでいます。子どもに対して不適切な対応がないように、職員の言動や行動等職員が相互に指摘し合える環境を日常的に整えています。虐待被害があった子どもがいる場合には児童相談所等の関係機関と連携して対応していく体制としています。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・個人情報保護に関する方針については、保育園のしおり内に「プライバシーポリシー」を明示しています。個人情報の利用目的についても「重要事項説明書」に示し入園前の説明会時に保護者に説明し説明後「入園の説明確認・説明確認書」に同意を受領しています。職員に対しては入職の際に誓約書において子どもの個人情報の取り扱いについて周知徹底を図り実習生についても誓約書において周知しています。</p>		
13	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■利用者満足を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保護者満足度については、毎年第三者評価の保護者アンケートを活用しており、保護者の意向や要望を確認しています。また、園内においても年2回保護者面談を実施し園に対しての要望や意見、家庭での過ごし方等を確認しています。園内には意見箱を設置しており、保護者の方が意見や要望を出しやすい環境を築いています。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育園のしおりには、苦情や相談に関する内容を明記し、入園説明会を通じて保護者の方に苦情窓口を周知しています。しかしながら保護者アンケートの「外部の苦情窓口にも相談できる事を伝えられているか」の質問では「どちらともいえない」や「いいえ」に回答した割合が高い事から再度周知できると良いと考えます。相談、苦情対応に関するマニュアルについては「苦情対応マニュアル書類」ファイルを作成し、苦情解決の取り組みに関する実施規定や苦情対応マニュアル等を綴じています。</p>		

15	保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園では毎年第三者評価を受審しており、自己評価についても毎年実施し保育の質及び運営状況に関しての振り返りを行っています。第三者評価結果についてもインターネット上に公表し、園内でも開示を求められた際には開示できる体制としています。さらに職員一人ひとりの目標の明確化に向け、法人で統一した職員目標シートやチャレンジシートにより毎年度4月に目標を立て、年度途中の振り返りを経て、年度末に達成状況を確認しています。</p>		
16	提供する保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 業務の基本や手順が明確になっている。 ■ 分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■ マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■ マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・業務の標準化を図るために、園では、保育・教育に関するマニュアルをはじめ、緊急時対応マニュアルや総合衛生管理マニュアル、児童虐待防止マニュアル、保育園における感染症対策マニュアル等を整備しています。マニュアルは必要に応じて園内研修において活用する等活用性を高めています。マニュアル関係の見直しは副園長、主任を中心に職員の意見を確認しながら行うようにしています。</p>		
17	保育所利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■ 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・問い合わせや見学の要望については、柔軟に対応しています。問い合わせ及び見学に対応できる事については、ホームページや園のパンフレットにも明記しています。園の見学対応については、園長、副園長が対応し、子どものプライバシーや保育に配慮しながら園全体を見学して頂き、園の特色を具体的に説明しています。土曜日、日曜日の見学にも対応していますが、子どもの様子が確認できない事についてを予め確認し、了解を得て見学をして頂くようにしています。</p>		
18	保育の開始に当たり、保育方針や保育内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育の開始にあたり、理念に基づく保育方針や保育内容及び基本的ルール等を説明している。 ■ 説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。 ■ 説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■ 保育内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園では毎年、2月下旬から3月初旬にかけて4月入園のオリエンテーションを実施しています。入園に向けた説明では、入園のしおりを活用し、保育方針や保育内容、基本的ルールについて丁寧に説明し、説明後「入園の説明確認書」において重要事項説明書や個人情報の取り扱いについての同意を受領しています。全体での説明後に担当の保育士と個別に面談する時間を設け、入園に向け準備が必要な物等を具体的に説明しています。</p>		
19	保育所の理念や保育方針・目標に基づき保育課程が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程は、保育理念、保育方針、保育目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■ 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■ 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育課程は、保育理念、事業運営方針、保育方針、保育目標を組み込み作成するほか、地域や保護者の実態を考え子育て支援についても組み込んでいます。保育課程は前年度の2月に各クラスが見直しを行い、乳児会議、幼児会議において全職員からの意見を集約し、翌年度の保育課程に反映させています。</p>		
20	保育課程に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■ 3歳児未満、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■ 発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■ 指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・保育課程を踏まえ、月間指導計画を策定しており、毎月25日までに園長、副園長が確認、修正を行い、具体的な実施に向けて準備を進めています。各クラスの指導計画は担任が作成しますが、作成手順については園長、副園長が繰り返し助言や確認を行い、園の保育課程の「ねらい」や各領域を踏まえた指導計画が立案されています。0、1、2歳児は子ども一人ひとりの個別指導計画を作成しています。特別配慮が必要な子どもに対しては、個別の経過記録を残し、全体で共有しながら保育を進めています。</p>		
21	子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■ 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■ 好きな遊びができる場所が用意されている。 ■ 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■ 保育者は、子どもが自発性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・各クラス単位で定期的に「おもちゃ会議」を開催し、子どもの発達段階に即した玩具や遊具について検討を行っています。子どもたちが好きな玩具や遊具を活用し、自由に遊べる時間も確保しています。3、4、5歳児は2階で共用で遊び込めるコーナーを設けています。玩具や遊具に関しては、安全係担当職員が、月に一度園内の危険な場所や玩具などの点検を行っています。また、市の団体と書を活用し園内にある絵本を定期的に入れ替えています。</p>		

22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常保育の中に取り入れている。
(評価コメント) ・市内にある子どもの広場を活用し、子どもたちが広い場所で走り回ったり、自然物や動植物と触れ合う事ができる機会を定期的に作っています。散歩にも積極的に出かけており、戸外活動を通じて自然に触れ合う機会を提供しています。園の納涼祭には地域の方も招待し民生委員や近隣の住民の参加もあり地域の方との交流を図っています。		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) ・3、4、5歳児は毎週月曜日に仲良し会を実施し子ども同士の関係性の構築に取り組んでいます。また、3、4、5歳児は年齢ごとの当番活動があり、布団敷きや給食準備等の当番活動を通じて順番を守る等の社会的なルールが身につくように取り組んでいます。ケンカやトラブルがないように日頃から保育士注意深く見守っていますが、そうした事態が発生した際には極力子どもたち同士で解決できるように援助しています。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児保育に携わる者は、障害児保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) ・特別な配慮を必要とする子どもには、個別指導計画を作成し、経過記録、発達記録を作成し配慮と対応に取り組んでいます。担当保育士には優先的に障害児研修に参加できるように努め、研修報告書を通じて学んだ事の共有化に努めています。特別な配慮を必要とする子どもの保育では必要に応じて市の発達支援センターと連携し、個別の相談や助言を受けながら保育を進めているように取り組んでいます。		
25	長時間にわたる保育に対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。
(評価コメント) ・18:30まではクラス担任を配置していますが、園長保育への引き継ぎについては書面や口頭で申し送りを行い確実に引き継ぎを行っています。またホワイトボードも活用し、その日の取り組みの様子が確認できるように取り組んでいます。延長保育では異年齢での保育が行われ、必要に応じてや食を提供し子どもが安心・安定して過ごせるように配慮しています。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、保育参観、保育参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、保育所児童保育要録などが保育所から小学校へ送付している。
(評価コメント)・保護者の方との情報交換は送迎時に行っています。0、1、2歳時には連絡ノートを活用し、保護者と情報交換を行う体制を築いています。各クラス前にはホワイトボードを設置し、その日の取り組み等を伝えているほか、園の入り口のボードには園から保護者に伝えたい内容の書類を掲示し情報共有が図れるように取り組んでいます。個人面談については希望が荒れ名随時行う体制としているほか、保育参観や参加についても定期的に行っています。就学に向けては、保育要録を作成し小学校に送付するほか、就学に向けてのアプローチカリキュラムも作成しています。		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等の把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) ・園では看護師2名を配置しており、看護師を中心に子どもの健康に関する保健計画を作成しています。保健計画を基に嘱託医による内科検診、年2回の健康診断、歯科検診を実施しています。また、毎月ほけんだよりを作成し、感染症情報や予防方法、皮膚疾患への対処方法やこどもの急病に備えた取組み等を掲載しています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) ・保育中に体調不良が発生した際には、保護者や、かかりつけ医、嘱託医に迅速に連絡を入れ、適切な処置を図っています。保育中37.5度以上の発熱で保護者に連絡を入れ、38度を超えたら保護者にお迎えを依頼しています。園内には医務室を完備し、緊急に備え、救急用の薬品なども完備しています。感染症予防に向けては園内消毒の徹底、ほけんだよりで感染症流行時期には注意喚起を呼び掛けています。		

29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>・食育の年度計画を策定しており、毎月食育の日を設け、季節に合わせた献立などを通じて身近なものから興味が広がるように取り組んでいます。夏場にはプランターを活用して野菜栽培に取り組んだり、ふるまい給食として、4歳児が仕込んだ味噌を5歳児が豚汁にして4歳児に振る舞う等の取り組みを通じて食事の楽しみにつなげています。食物アレルギー児に対しては、細かいチェック方法を設定し、誤食防止に向けて全体で注意深く取り組んでいます。</p>		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園内の温湿度管理は適切な状態に保持しており、玩具や遊具についても毎月安全係担当職員が、月に一度園内の危険な場所や玩具などの点検を行っています。保護者アンケートの「園内は清潔で整理された空間になっていると思いますか」の質問では「はい」と回答した割合が高い結果となりましたが、ウッドデッキの汚れや園内階段の埃などを指摘する記述も寄せられたため、園内環境の更なる配慮を期待します。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・「緊急時救急対応マニュアル」を整備し、事故発生時や緊急時の対応についてを統一し職員に周知しています。園内外での事故については、事故報告書において発生状況と保育の状況、発生後の処置、保護者への連絡についてを記録に残し、職員会議で全体に周知を図り再発防止策を講じています。今後に向けては「園内危険マップ」の作成ができると良いと考えます。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>地震や津波、火災等の災害に備え園内では毎月避難訓練を実施しています。津波対策では、避難先である近隣の小学校の協力も得て、高所への避難訓練も実施しています。災害時のマニュアルや防災委員会が設置されており職員の役割分担についても明確にしています。避難訓練の結果については保護者にもメールで配信しています。また災害に備え園内には3日分の非常食を備えています。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>・園内には子育て支援センターや一児保育室を常設しており、看護師や栄養士、保育士等の専門職員による子育て等に関する相談、助言や援助を実施しています。子育て支援センターでは「のびのび通信」を毎月作成しており、様々な行事を計画し、地域の交流の場を提供しています。</p>		